

滋賀県自然公園管理計画書

琵琶湖国定公園
鈴鹿国定公園
三上・田上・信楽県立自然公園
朽木・葛川県立自然公園
湖東県立自然公園

平成 9年 4月 施行

平成12年 4月 一部改正

平成20年10月 一部改正

平成23年 4月 一部改正

平成24年 3月 一部改正

平成28年 4月 一部改正

令和 6年 1月 一部改正

滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課

目 次

第1 基本方針

第2 各種行為に対する取扱方針

I 許可、届出等取扱方針

II 公園事業取扱方針

別紙

第1 基本方針

本県の自然公園は、日本最大の湖である琵琶湖を中心とした琵琶湖国定公園をはじめとして、鈴鹿国定公園、三上・田上・信楽県立自然公園、朽木葛川県立自然公園、湖東県立自然公園の5つから成り、総面積149,957haで、県面積の約37%を占めている。

本県の自然公園は琵琶湖、余呉湖等の湖沼景観から伊吹山、御在所山、比良山といった山岳景観まで変化に富み、神社仏閣といった文化景観も優れている。また、動植物も固有種、希少種をはじめ多種多様な種が生息している。

利用形態は、登山やキャンプ、あるいは東海自然歩道を代表とする自然探勝から歴史や文化を訪ねるものまで豊富である。

このような本県の多様な自然景観の保護と自然公園の利用の増進を図り、その管理業務の計画的遂行を期するため、次の事項に重点を置き管理計画を作成し、県下の自然公園に適用するものとする。

- (1) 県下の自然公園に共通して適用する一般的な事項について定める。
- (2) 自然公園法施行規則および滋賀県立自然公園条例施行規則の中に明確に定められていない事項について、補足事項を定め、可能な限り明確化を図る。
- (3) 従来の指導方針を整理するとともに、自然公園法施行規則および滋賀県立自然公園条例施行規則に規定する県下の自然公園に関する知事が定める許可基準の特例を定める。

第2 各種行為に対する取扱方針

I 許可、届出等取扱方針

許可、届出の指導および審査に当たっては、自然公園法施行規則（以下「法規則」という。）第11条各項または滋賀県立自然公園条例施行規則（以下「条例規則」という。）第24条各項が定める許可基準のほか、下記の取扱方針を適用する。

行為の種類	取扱方針
1 工作物の新築、改築または増築 (1) 建築物	<p>[形態] 建築物については、原則として切妻、寄棟、入母屋の勾配屋根（片流れ屋根を除く。）とすること。 倉庫、車庫等軽微な建築物についても、同様とする。 また、既存のものについても、改築または増築に際し上記構造に改善するよう努めること。</p> <p>[色彩] ア 屋根 原則として暗灰色、こげ茶色または黒色とすること。ただし、屋根の上に設置する太陽電池発電設備（屋根材として使用するものを含む。）については、この限りでない。 イ 外壁 原則として茶系色、灰色またはベージュ系色とすること。</p> <p>[修景緑化等] 支障木の伐採は必要最小限とすること。また、湖沼に面した場所については、在来の樹種により修景緑化を行うこと。</p> <p>[仮設の建築物に係る形態および色彩の特例] 国または地方公共団体が、道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とした催しを実施するために新築し、改築し、または増築する仮設の建築物(当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものに限る。)については、本項の(1)建築物の〔形態〕および〔色彩〕の規定にかかわらず、その周辺の風致または景観と著しく不調和でないものとする。</p> <p>[同一市町在住者の住み替え特例] ア 法規則第11条第4項または条例規則第24条第4項に規定する行為のうち、申請地と同一市町に在住している者の申請で、引き続き当該市町に住むための住宅である</p>

と認められる建築物については、法規則第11条第4項第4号から第6号まで、第9号および第10号または条例規則第24条第4項第4号から第6号まで、第9号および第10号に定める基準を適用せず、法規則第11条第6項または条例規則第24条第6項に定める総建築面積の敷地面積に対する割合および総延べ面積の敷地面積に対する割合に係る基準を適用する。

イ 法規則第11条第6項または条例規則第24条第6項に規定する行為のうち、申請地と同一市町に在住している者の申請で、引き続き当該市町に住むための住宅であると判断される建築物については、法規則第11条第4項第9号および第10号に定める基準または条例規則第24条第4項第9号および第10号に定める基準を適用しない。

ウ アおよびイに該当するものについては、植栽を密に行うなど修景緑化を行うものであること。

〔志賀地域における保養所等跡地での自己居住用住宅新築特例〕

法規則第11条第5項および第6項に規定する行為のうち、志賀地域（旧志賀町の区域をいう。）において平成22年4月1日において存在していた保養所等（以下この号において「保養所等」という。）の跡地に自己居住用住宅を新築する場合にあっては、法規則第11条第5項第2号および同条第6項第2号に定める基準は適用せず、次の基準を適用する。

第2種特別地域における建築物の総建築面積（申請に係る行為が法規則第11条第5項に規定する行為にあっては同項第2号に規定する総建築面積を、同条第6項に規定する行為にあっては同条第4項第6号に規定する総建築面積をいう。以下この号において同じ。）および総延べ面積の敷地面積に対する割合がそれぞれ20%以下、40%以下であり、かつ、保養所等の用に供されていた建築物の高さならびに総建築面積および総延べ面積の敷地面積に対する割合を超えないもの。

〔特認地域〕

法規則第11条第37項または条例規則第24条第25項の規定に基づく区域および同区域内において行われる自然公園法（以下「法」という。）第20条第3項各号に掲げる行為または滋賀県立自然公園条例（以下「条例」という。）第16条第3項各号に掲げる行為の許可基準の特例については、別紙1のとおりとする。

なお、当該区域を表示した図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え付け供覧する。

(2) 道路

〔法面等の処理〕

ア モルタル吹付は、通常の緑化が不可能な場合や、安全確保上やむを得ない場合を除き認めない。なお、やむを

得ずモルタル吹付を行う場合には、周辺の風致景観に調和するよう、顔料を混入して着色するとともに、可能な限りツル性植物を植栽する等修景緑化を行うこと。

イ 擁壁を設ける場合は、原則として自然石もしくは自然石を模したブロックの使用または表面処理等を行うこと。

[残土処理]

工事に伴う残土は、原則として自然公園区域外に搬出すること。

[付帯施設]

ア ロックネット、ロックフェンス、橋梁等の色彩は、原則としてこげ茶色または灰色（亜鉛メッキ素地色を含む。）とし、路線毎に統一した色彩を用いること。

イ 危険防止柵は、極力ガードケーブルを用い、その色彩は原則としてこげ茶色または灰色（亜鉛メッキ素地色を含む。）とすること。

ウ カーブミラー等の付帯施設についても、その色彩は、原則としてこげ茶色または灰色（亜鉛メッキ素地色を含む。）とすること。

エ 既存のものについても、改築または増築に際しアからウまでの基準を満たすよう努めること。

[工法等]

ア 河川および湖沼の周辺における工事にあつては、周辺水域に土砂および濁水を流出させないよう必要な措置を講じること。

イ 山岳地等における工事にあつては、谷側に土石を崩落させないよう必要な措置を講じること。

(3) 電柱、
鉄塔、ア
ンテナ等

[電柱]

ア 色彩については、原則としてこげ茶色とすること。
また、既存のものについても、建替えに際し上記色彩に改善するよう努めること。

イ 高さおよび本数については、必要最小限とすること。
また、電力線または電話線が並行する場合は、原則として共架とすること。

ウ 風致景観上重要な場所については、原則として電力線および電話線は地下埋設とすること。

エ 営利目的の広告物の電柱への掲出が行われないものであること。

[鉄塔、アンテナ等]

鉄塔、アンテナ等については、規模が大きく風致景観に及ぼす影響が大きいことから、原則として認めない。ただし、次に

掲げるものについては、この限りでない。

ア 送電線を支持するための鉄塔の設置であって、次のいずれにも該当するもの

- (ア) 一般電気事業者（電気事業法に規定する一般電気事業者をいう。）が設置するものであること。
- (イ) 既存の送電線路の復旧、維持または必要不可欠な機能の強化のために設置するものであること。
- (ウ) 既存の送電線路のある場所に設置するものであること。
- (エ) 必要最小限の規模および数であること。
- (オ) フォトモンタージュを作成する等により風致景観への影響を検討し、周辺の景観との調和について十分に配慮したものであること。

イ 放送用のアンテナの設置であって、次のいずれにも該当するもの

- (ア) 滋賀県地域防災計画に規定する指定公共機関もしくは指定地方公共機関である者または滋賀県と災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定を締結している者が設置するものであること。
- (イ) 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
- (ウ) 可能な限り、既存の工作物に設置するものであること。
- (エ) 必要最小限の規模および数であること。
- (オ) フォトモンタージュを作成する等により風致景観への影響を検討し、周辺の景観との調和について十分に配慮したものであること。

ウ 風力発電施設の設置であって、次のいずれにも該当するもの

- (ア) 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
- (イ) 当該風力発電施設の色彩または形態がその周辺の風致または景観と著しく不調和でないこと。
- (ウ) 当該風力発電施設の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該風力発電施設を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。
- (エ) 当該風力発電施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められること。
- (オ) 支障木の伐採が僅少であること。
- (カ) 野生動植物の生息または生育上その他の風致または景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。

(キ) 申請書に次に掲げる事項を記載した書類が添付されたものであること。

- a 申請に係る場所およびその周辺の植生、動物相その他の風致または景観の状況および特質
- b 当該行為により得られる自然的、社会経済的な効用
- c 当該行為が風致または景観に及ぼす影響の予測および当該影響を軽減するための措置
- d 当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合にあっては、当該行為の施行方法および当該方法に代替する施行方法を風致または景観の保護の観点から比較した結果

エ 携帯電話またはPHS等の中継アンテナのうち小規模なもの設置であって、次のいずれかに該当するもの

(ア) 既存の工作物にアンテナを設置するものであり、かつ、次のいずれにも該当するもの

a 次のいずれかに該当するもの

(a) 設置しようとする既存の工作物の高さが13m以下である場合にあっては、設置するアンテナおよび補助機器等の高さが既存の工作物を含めて13m以下であり、かつ、既存の工作物の水平投影外周線から突出する部分は1m以下であること。

(b) 設置しようとする既存の工作物の高さが13mを超える場合にあっては、設置するアンテナおよびその補助機器等の高さが既存の工作物の高さ以下であり、かつ、既存の工作物の水平投影外周線から突出しない（高さが13m以下の位置に設置する場合にあっては、水平投影外周線から突出する部分が1m以下である）こと。

b フォトモンタージュを作成する等により風致景観への影響を検討し、周辺の景観との調和について十分に配慮したものであること。

c 色彩については原則としてこげ茶色に着色すること（補助機器等を含む。）。

d 補助機器等を、アンテナを設置する既存の工作物から独立して設置する場合は、原則として遮へいのための植栽を行うものであること。

e 電力供給のための新たな送電線支持物の設置を伴うものでないこと（アンテナケーブル支持物についても同様とする。）。

f アンテナを設置した既存の工作物が撤去される場合、アンテナについても撤去する計画となっているものであること（工作物が新築（建替えを含む。）された場合には、改めてアンテナの設置について許可申請を行うこと。）。

- (イ) 周辺に既存の工作物がないなどやむを得ず単独の支持物を設けてアンテナを設置する場合であって、次のいずれにも該当するもの
- a 風致景観上重要な場所に設置するものでないこと。
 - b 代替案を検討、明示した上で、当該地において単独の支持物を設けてアンテナを設置せざるを得ないと認められるものであること。
 - c アンテナの最高高さは13m以下とし、水平投影形状が半径1mの円内に収まるものであること。また、補助機器等を設置する高さについても13m以下であること。
 - d フォトモンタージュを作成する等により風致景観への影響を検討し、周辺の景観との調和について十分に配慮したものであること。
 - e 原則として補助機器等の設置箇所の周囲に遮へいのための植栽を行うものであること。
 - f 色彩については原則としてこげ茶色に着色すること（補助機器等を含む。）。
 - g 広告物の掲出が行われないものであること。
 - h 電力供給線については、原則として地下埋設とし、新たな送電線支持物の設置を伴うものでないこと（ケーブル支持物についても同様とする。）。

オ 申請に係る場所における工作物の新築、改築または増築を行うための調査の用に供する仮設の鉄塔、アンテナ等の設置

カ 既存の鉄塔、アンテナ等の改築、既存の鉄塔、アンテナ等の建替えまたは災害により滅失した鉄塔、アンテナ等の復旧のための新築（申請に係る鉄塔、アンテナ等の規模が既存の鉄塔、アンテナ等の規模を超えないものまたは既存の鉄塔、アンテナ等が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）

[第1種地特別地域内における既存工作物への携帯電話またはPHS等の中継アンテナ新築特例]

法規則第11条第14項または条例規則第24条第13項に規定する行為のうち、既存の工作物への携帯電話またはPHS等の中継アンテナおよびその補助機器の設置であって、次のいずれにも該当するものについては、法規則第11条第1項第2号イの規定（第1種特別地域にかかる部分に限る。）または条例規則第24条第1項第2号アの規定は、適用しない。

ア 設置するアンテナおよび補助機器等の高さが設置される既存の工作物の高さ以下であること。

イ 設置するアンテナおよび補助機器等が設置される既存の

	<p>工作物の水平投影外周線から突出しないこと。</p>
<p>(4) 河川 管理施設 および砂防 施設等</p>	<p>〔構造〕 風致景観上重要な場所については、原則として自然石もしくは自然石を模したブロックの使用または表面処理等を行うこと。</p> <p>〔工法等〕 ア 河川および湖沼の周辺における工事にあつては、周辺水域に土砂および濁水が流出しないよう必要な措置を講じること。 イ 山岳地等における工事にあつては、谷側に土石が崩落しないよう必要な措置を講じること。</p> <p>〔付帯施設〕 落石防護柵等の付帯施設は、原則としてこげ茶色または灰色（亜鉛メッキ素地色を含む。）とすること。</p>
<p>(5) コン クリート プラ ント、 廃棄物 再生 プラ ント 等</p>	<p>コンクリートプラント、廃棄物再生プラント等は、騒音、悪臭、粉じん等の発生するおそれがあり、風致景観に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、原則として認めない。</p>
<p>2 土石の 採取</p>	<p>新規の露天掘による土石の採取は、原則として認めない。</p>
<p>3 広告物 等の掲 出、設置 または表 示</p>	<p>標識、案内板等は園地、探勝路、登山道等の利用の増進および利用者の安全を図るため必要なもの以外は、原則として認めない。また、設置する場合は、極力統合看板とすること。 その他の広告物等についても、設置する場合は極力統合看板とすること。</p> <p>〔色彩、材料等〕 材料は、可能な限り木材、石材等自然素材を使用すること。また、着色する場合は、こげ茶色を基調とすること。</p> <p>〔広告物等に係る色彩、材料等の特例〕 国または地方公共団体が、道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とした催しを実施するために掲出し、設置し、または表示する広告物等（当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものに限る。）</p>

	<p>については、本項の〔色彩、材料等〕の規定にかかわらず、その周辺の風致または景観と著しく不調和でないものとする。</p>
4 土地の形状変更	<p>土地の形状変更は、風致景観に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、変更規模を必要最小限とするとともに、盛り土を行う場合は良質土によること。また、地形勾配が30%を超える傾斜地における土地の形状変更は、原則として認めない。</p>
(1) 資材置場の造成	<p>資材（土木用または建築用の材料（再生プラント等において再製品化されたものを含む。）をいう。以下本項において同じ。）置場のための造成については、風致景観に与える影響が大きいため、次のいずれにも該当するものに限り許可する。</p> <p>ア 資材置場の利用計画が明らかであり、資材以外の物を置く計画でないものであること。</p> <p>イ 資材の管理者が明らかであること。</p> <p>ウ 造成に要する期間が明らかであること（概ね6ヶ月以内とする。）。</p> <p>エ 地形勾配が30%以下の土地における造成であること。</p> <p>オ 事業区域面積（資材置場、駐車場、道路、法面、保存緑地等事業に係る全体の面積の和をいう。以下本項において同じ。）が原則として10,000平方メートル（既存施設を含む場合は、これを含み10,000平方メートル）以下であること。</p> <p>カ 事業区域面積が1,000平方メートルを超える資材置場の造成については、造成区域面積（資材置場、駐車場、道路、法面等の水平投影面積の和をいう。）の事業区域面積に対する割合が、第2種特別地域におけるものにあつては40%以下、第3種特別地域におけるものにあつては60%以下であること。</p> <p>キ 資材の積上げの高さが原則として造成地盤から3メートル以下であること。</p> <p>ク 支障木の伐採が必要最小限であること。</p> <p>ケ 主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。</p> <p>コ 山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を与えるものでないこと。</p> <p>サ 造成地には資材遮へいのための植栽が適切に行われるものであること。</p>
(2) 廃棄物の処理	<p>廃棄物処理が目的の土地の形状変更は、原則として認めない。</p>

II 公園事業取扱方針

公園事業に係る取扱方針は、下記のとおりとする。

事業の種類	取扱方針
1 基本事項	<p>法、自然公園法施行令、法規則、条例および条例規則が規定する公園事業に関する認可、同意および承認に係る取扱方針は、下記のとおりとする。</p>
(1) 公園事業の執行	<p>公園事業の執行に係る認可、同意および承認は、下記の要件を満たすものに行うものとする。</p> <p>ア 当該事業の執行内容が公園計画および公園事業の決定内容に適合するものであること。</p> <p>イ 事業の付帯施設がある場合には、当該付帯施設が別紙2に掲げる「当該事業に含めることができる付帯施設」に適合するものであって、かつ、以下の要件を満たすものであること。</p> <p>(ア) 具体的な公園事業の執行に当たって整備の対象とする付帯施設の種類は、公園事業の有効かつ合理的な執行に必要な施設であって、適正な公園利用の推進および風致景観の保護上支障のないものに限られるものであること。</p> <p>(イ) 付帯施設の位置、規模および構造は、当該事業施設の機能を補完する施設として適当と認められる範囲内のものであること。</p> <p>ウ 事業の執行により、保護のための施設に関する事業にあつては自然公園の保護上の効果、利用のための施設に関する事業（以下「利用施設事業」という。）にあつては自然公園の利用上の効果がそれぞれ認められるものであるとともに、事業の執行がそれぞれ自然公園の利用または保護に支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>エ 利用施設事業については、特定の団体またはその構成員等の使用を目的とするものでないこと。</p> <p>オ 施設の構造および設備に関し、安全性が十分確保されていること。</p> <p>カ 利用施設事業については、施設の構造および設備に関し、利用上の快適性について十分配慮されていること。</p> <p>キ 施設の管理または経営の方法が適切であること。</p> <p>ク 事業の執行者が十分な事業執行能力を有していること。</p> <p>ケ 当該事業の執行が、他の法令の規定により免許、許可、認可その他の処分を要するものであるときは、その処分が得られる見込みがあること。</p> <p>コ 当該申請につき、工事を伴う場合であつて当該工事について他の法令の規定により許可、確認その他の処分を要するものであるときは、その処分が得られる見</p>

	込みがあること。
(2) 公園事業に係る施設の供用開始期日の延期の承認または同意	<p>施設の供用開始期日の延期に係る承認または同意は、原則として下記の要件をすべて満たすものに行うものとする。</p> <p>ア 期日の延期がやむを得ないと認められる事情によるものであること。</p> <p>イ 期日の延期により自然公園の利用上重大な支障が生じるおそれのないものであること。</p> <p>ウ 延期後の期日までに供用を開始することが確実であること。</p> <p>なお、延期後の供用開始期日は、特段の事情が認められる場合を除き、原則として従前の供用開始期日から起算して1年を超えない範囲で定めるものとする。</p>
(3) 公園事業の執行認可、同意または承認事項の変更の承認または同意	<p>事業の執行の認可、同意または承認事項の変更に係る承認または同意は、原則として変更の内容が、(1)に掲げる公園事業の執行に係る要件を満たすものに行うものとする。</p>
(4) 公園事業の休止または廃止の承認	<p>公園事業の休止または廃止の承認は、原則として下記の要件を満たすものに行うものとする。</p> <p>ア 休止または廃止がやむを得ないと認められる事情によるものであること。</p> <p>イ 休止については、休止の予定期間が終了後、施設の供用を再開することが確実であるとともに、休止期間中、施設の管理が適切に行われるものであること。</p> <p>ウ 廃止については、廃止後、施設の撤去等により自然公園の保護または利用上支障が生じないよう措置がとられるものであること。</p>
(5) 譲渡承継の承認	<p>譲渡承継の承認は、原則として下記の要件を満たすものに行うものとする。</p> <p>ア 経済的または社会的事情により譲渡人の公園事業の執行の継続が困難と認められ、または譲渡承継により自然公園の利用上の効果が高められると認められるものであること。</p> <p>イ 利用施設事業については、譲渡承継後に特定の団体またはその構成員等の使用を目的とするものでないこ</p>

	<p>と。</p> <p>ウ 譲渡承継後の施設の管理または経営の方法が適切であること。特に利用施設事業については、譲渡承継後に利用上の安全性および快適性を確保するために適切に管理または経営がなされるものであること。</p> <p>エ 譲受人の事業執行能力が確実であること。</p> <p>オ 他の法令の規定により免許、許可、認可その他の処分を要するときは、当該処分を受けた者の地位を譲受人が譲渡人から承継し、または新たに得る確実な見込みがあること。</p>
<p>2 風致景観に関する事項</p>	<p>公園事業の執行等に係る風致景観に関する指導事項は、下記のとおりとする。</p>
<p>(1) 道路 (車道)</p>	<p>[法面等の処理]</p> <p>ア 法面は原則として、当該地域に生育する植物と同種の植物により緑化を行うこと。</p> <p>イ モルタル吹付は、通常の緑化が不可能な場合や、安全確保上やむを得ない場合を除き認めない。なお、やむを得ずモルタル吹付を行う場合には、周辺の風致景観に調和するよう、顔料を混入して着色するとともに、可能な限りツル性植物を植栽する等修景緑化を行うこと。</p> <p>ウ 擁壁を設ける場合は、原則として自然石もしくは自然石を模したブロックの使用または表面処理等を行うこと。</p> <p>[残土処理]</p> <p>工事に伴う残土は、原則として自然公園区域外に搬出すること。</p> <p>[付帯施設]</p> <p>ア ロックネット、ロックフェンス、橋梁等の色彩は、原則としてこげ茶色または灰色（亜鉛メッキ素地色を含む。）とし、路線毎に統一した色彩を用いること。</p> <p>イ 危険防止柵は、極力ガードケーブルを用い、その色彩は原則としてこげ茶色または灰色（亜鉛メッキ素地色を含む。）とすること。</p> <p>ウ カーブミラー等の付帯施設についても、その色彩は原則としてこげ茶色または灰色（亜鉛メッキ素地色を含む。）とすること。</p> <p>エ 既存のものについても、改築または増築に際シアからウまでの基準を満たすものであること。</p> <p>オ 車道沿線の好展望地において、路傍駐車場、展望台等の整備を図る場合は、下記の要件に留意すること。</p> <p>(ア) 風致景観に及ぼす影響が小さい位置であること。</p>

- (イ) 多量の切土盛土を伴わず、かつ、法面が緑化されるものであること。
- (ウ) 支障木の伐採が必要最小限であること。

[工法等]

- ア 河川および湖沼の周辺における工事にあつては、周辺水域に土砂および濁水を流出させないよう必要な措置を講じること。
- イ 山岳地等における工事にあつては、谷側に土石を崩落させないよう必要な措置を講じること。
- ウ 路線は、線形を地形に順応させたものとし、支障木の伐採や土地の改変は必要最小限とすること。

(2) 道路
(自転車道)

[法面等の処理]

- ア 法面は原則として、当該地域に生育する植物と同種の植物により緑化を行うこと。
- イ モルタル吹付は、通常の緑化が不可能な場合や、安全確保上やむを得ない場合を除き認めない。なお、やむを得ずモルタル吹付を行う場合には、周辺の風致景觀に調和するよう、顔料を混入して着色するとともに、可能な限りツル性植物を植栽する等修景緑化を行うこと。
- ウ 擁壁を設ける場合は、原則として自然石もしくは自然石を模したブロックの使用または表面処理等を行うこと。

[残土処理]

工事に伴う残土は、原則として自然公園区域外に搬出すること。

[付帯施設]

- ア ロックネット、ロックフェンス、橋梁等の色彩は、原則としてこげ茶色または灰色（亜鉛メッキ素地色を含む。）とし、路線毎に統一した色彩を用いること。
- イ 標識類については、乱立を防ぐため、原則として法規則第11条第21項に規定する基準に準じて取り扱う。
- ウ 防護柵は、原則として木柵または木を模したものを使用すること。
- エ 自転車道沿線の好展望地において、展望台等の整備を図る場合は、下記の要件に留意すること。
 - (ア) 風致景觀に及ぼす影響が小さい位置であること。
 - (イ) 多量の切土盛土を伴わず、かつ、法面が緑化されるものであること。
 - (ウ) 支障木の伐採が必要最小限であること。

[工法等]

- ア 河川および湖沼の周辺における工事にあつては、周

	<p>辺水域に土砂および濁水を流出させないよう必要な措置を講じること。</p> <p>イ 山岳地等における工事にあつては、谷側に土石を崩落させないよう必要な措置を講じること。</p> <p>ウ 路線は、線形を地形に順応させたものとし、支障木の伐採や土地の改変は必要最小限とすること。</p>
<p>(3) 道路 (歩道)</p>	<p>[付帯施設]</p> <p>ア 標識類については、乱立を防ぐため、原則として法規則第11条第21項に定める基準に準じて取り扱う。</p> <p>イ 防護柵は、原則として木柵または木を模したものを使用すること。</p> <p>ウ 歩道沿線の好展望地において、展望台等の整備を図る場合は、下記の要件に留意すること。</p> <p>(ア) 風致景観に及ぼす影響が小さい位置であること。</p> <p>(イ) 多量の切土盛土を伴わず、かつ、法面が緑化されるものであること。</p> <p>(ウ) 支障木の伐採が必要最小限であること。</p>
<p>(4) 公園 事業に係る建築物 (宿舎、休憩所等)</p>	<p>[形態]</p> <p>建築物については、原則として切妻、寄棟、入母屋の勾配屋根(片流れ屋根を除く。)とすること。</p> <p>倉庫、車庫等軽微な建築物についても、同様とする。</p> <p>また、既存のものについても、改築または増築に際し上記構造に改善するよう努めること。</p> <p>[色彩]</p> <p>ア 屋根</p> <p>原則として暗灰色、こげ茶色または黒色とすること。ただし、屋根の上に設置する太陽電池発電設備(屋根材として使用するものを含む。)については、この限りでない。</p> <p>イ 外壁</p> <p>原則として茶系色、灰色またはベージュ系色とすること。</p> <p>[修景緑化等]</p> <p>支障木の伐採は必要最小限とすること。また、湖沼に面した場所については、在来の樹種により修景緑化を行うこと。</p>

別紙1 自然公園法施行規則（以下「法規則」という。）第11条第37項または滋賀県立自然公園条例施行規則（以下「条例規則」という。）第24条第25項の規定に基づく区域および同区域内において行われる自然公園法第20条第3項各号に掲げる行為または滋賀県立自然公園条例第16条第3項各号に掲げる行為の許可基準の特例について

自然公園名	対象行為の種類およびその基準の特例	対象行為の特例基準が適用される区域
県内全自然公園	<p>昭和50年4月1日において当該特別地域内に所在していた宗教施設の境内地内に設けられる宗教上必要不可欠と認められる建築物の新築、改築または増築</p> <p>法規則第11条第1項第3号から第5号までおよび第38項ならびに条例規則第24条第1項第3号から第5号までおよび第26項に定める基準のみを適用する。</p>	第1種、第2種および第3種特別地域
琵琶湖国定公園	<p>第2種および第3種特別地域内において、昭和50年3月31日以前にその造成の許可を受けた分譲地内等における建築物の新築、改築または増築</p> <p>法規則第11条第5項および第6項に定める基準にかかわらず、下記の基準を適用するものとする。</p> <p>(1) 法規則第11条第1項第3号から第5号までに定める基準</p> <p>(2) 当該建築物の高さが、第2種特別地域にあつては12m、第3種特別地域にあつては15mを超えないものであること。</p> <p>(3) 建築物の総建築面積および総延面積の敷地面積に対する割合が、第2種特別地域にあつてはそれぞれ20%以下、40%以下、第3種特別地域にあつてはそれぞれ30%以下、90%以下であること。なお、この場合における総</p>	大津市の一部 西浅井町の一部 高島市の一部

<p>建築面積の算定は、法規則第11条第5項に定めるところによる。</p>	
<p>建築物の新築、改築または増築</p> <p>法規則第11条第5項中「2階建以下であり、かつ、その高さが10mを超えないもの」とあるものは「その高さが18mを超えないもの」と読み替えて適用する。</p>	<p>大津市 瀬田川 中の島</p>
<p>分譲地等内に設けられる建築物の新築、改築または増築</p> <p>法規則第11条第5項に定める基準にかかわらず、下記の基準を適用するものとする。</p> <p>(1) 法規則第11条第1項第3号から第5号までに定める基準</p> <p>(2) 当該建築物が2階建以下であり、かつ、その高さが10mを超えないものであること。</p> <p>(3) 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が公園道路の路肩から5m以上離れていること。</p> <p>(4) 第2種特別地域における建築物の総建築面積および総延面積の敷地面積に対する割合が、それぞれ20%以下、40%以下であること。なお、この場合における総建築面積の算定は、法規則第11条第5項に定めるところによる。</p>	<p>高島市マキノ町海津の一部</p>
<p>昭和50年4月1日において当該自然公園特別区域内に居住していた者（その相続を受けた者を含む。）のその他建築物（法規則第11条第6項本文に規定する建築物に限る。）に係る新築、改築または増築</p>	<p>西浅井町大字菅浦地区内の県道葛籠尾崎大浦線の山側路肩から20mの範囲</p>
<p>法規則第11条第4項第9号に定め</p>	

<p>る基準を下記のとおり読み替えて適用するものとする。</p> <p>当該建築物の地上部分の水平投影外周線が公園道路の路肩から5 m以上離れていること。この場合において、敷地内の進入路を除く道路側に遮へいのための1列以上の中高木性の樹木の植栽を行うものであること。</p>	
<p>建築物の新築、改築または増築</p> <p>当該行為の区分にかかわらず（法規則第11条第3項で規定する行為を除く。）、法規則第11条第2項および第38項に定める基準を適用するものとする。</p>	<p>大津市石山外畑町集落</p>
<p>建築物の新築、改築または増築</p> <p>法規則第11条第4項第9号に定める基準を下記のとおり読み替えて適用するものとする。</p> <p>当該建築物の地上部分の水平投影外周線が道路の路肩から5 m以上離れていること。</p>	<p>大津市の一部 高島市の一部</p>

当該事業に含めることができる付帯施設

事業名	付帯施設の種類
道路（車道）	自転車道および歩道（車道に沿って整備されるものに限る。）ならびに園地、休憩所、展望施設、案内所、駐車場および公衆便所（路傍に整備される小規模なものに限る。）
道路（自転車道）	歩道（自転車道に沿って整備されるものに限る。）ならびに園地、休憩所、展望施設、案内所、駐車場および公衆便所（路傍に整備される小規模なものに限る。）
道路（歩道）	園地、避難小屋、休憩所、展望施設、案内所、駐車場および公衆便所（路傍に設置される小規模なものに限る。）ならびに植生復元施設
橋	
広場	休憩所、案内所、駐車場および公衆便所
園地	休憩所、展望施設、案内所、野外の運動場（小規模なものに限る。）、水泳場、舟遊場（小規模なものに限る。）、駐車場、公衆浴場、公衆便所、野外劇場および植生復元施設
宿舎	園地、休憩所、案内所、運動場、水泳場、舟遊場（小規模なものに限る。）、駐車場および公衆浴場
避難小屋	公衆便所
休憩所	園地、展望施設、案内所、駐車場、公衆浴場および公衆便所
展望施設	園地、休憩所、案内所、駐車場および公衆便所
案内所	休憩所、駐車場および公衆便所
野営場	広場、園地、休憩所、案内所、野外の運動場（小規模なものに限る。）、舟遊場（小規模なものに限る。）、駐車場、公衆浴場、公衆便所および野外劇場
運動場	園地、休憩所、案内所、水泳場、駐車場および公衆便所

水泳場	広場、園地、休憩所、案内所、駐車場、運輸施設（係留施設）、医療救急施設および公衆便所
舟遊場	園地、休憩所、案内所、駐車場、運輸施設（係留施設）および公衆便所
スキー場	避難小屋、休憩所、案内所、駐車場、運輸施設（索道運送施設）、医療救急施設および公衆便所
スケート場	園地、休憩所、駐車場および公衆便所
乗馬施設	園地、休憩所、案内所、駐車場および公衆便所
車庫	
駐車場	園地、休憩所、案内所および公衆便所
給油施設	休憩所、案内所、駐車場および公衆便所
昇降機	
運輸施設（自動車運送施設）	広場、園地、休憩所、展望施設、案内所、駐車場および公衆便所（路傍に整備される小規模なものに限る。）
運輸施設（船舶運送施設）	広場、園地、休憩所、案内所、駐車場、運輸施設（係留施設）および公衆便所
運輸施設（水上飛行機）	広場、園地、休憩所、案内所、駐車場、運輸施設（係留施設）および公衆便所
運輸施設（鉄道運送施設）	広場、園地、休憩所、展望施設、案内所、駐車場および公衆便所
運輸施設（索道運送施設）	広場、園地、休憩所、展望施設、案内所、駐車場および公衆便所
運輸施設（一般自動車道）	自転車道および歩道（車道に沿って整備されるものに限る。）ならびに園地、休憩所、展望施設、案内所、駐車場および公衆便所（路傍に整備される小規模なものに限る。）
運輸施設（係留施設）	広場、園地、休憩所、案内所、駐車場および公衆便所
給水施設	

排水施設	駐車場
医療救急施設	園地、休憩所、案内所、駐車場および公衆便所
公衆浴場	
公衆便所	
汚物処理施設	広場、園地、休憩所、案内所、駐車場、公衆便所および野外劇場
博物館	広場、園地、休憩所、案内所、駐車場、公衆便所および野外劇場
植物園	広場、園地、休憩所、案内所、駐車場、公衆便所および野外劇場
動物園	広場、園地、休憩所、案内所、駐車場、公衆便所および野外劇場
水族館	広場、園地、休憩所、案内所、駐車場、公衆便所および野外劇場
博物展示施設	駐車場および公衆便所
野外劇場	
植生復元施設	
動物繁殖施設	
砂防施設	
防火施設	